

## <対策のポイント>

生態系に配慮した持続的な漁業管理の強化のため、地域漁業管理機関（RFMO）に加盟する開発途上国等への支援やワシントン条約（CITES）に対する科学的な勧告作成等の支援に必要な経費を支援します。

## <政策目標>

地域漁業管理機関における漁獲証明制度の対象魚種を平成31年度までに6魚種に増加（事業開始時3魚種）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 生態系に配慮した持続的な漁業推進支援事業 29 (31) 百万円

- 開発途上国において、生態系に配慮した持続的漁業の実現に関する国際行動計画等に沿った**国内行動計画の策定・実施を支援**します。

### 2. 国際的資源管理ボトムアップ支援事業 7 (6) 百万円

- 開発途上国においてIUU漁獲物を市場から排除するために、**トレーサビリティ関連措置や水産エコラベル認証制度の導入に向けた国内制度整備・実証試験を支援**するとともに、それらの理解醸成等のための地域ワークショップを開催します。

### 3. 漁業対象種のCITES附属書掲載評価支援事業 6 (6) 百万円

- CITES附属書へ掲載し国際取引を規制する動きが活発化する中、漁業対象種の附属書掲載が適切に行われるよう、**附属書掲載種の資源状況、漁業管理の実施状況、貿易の影響等についての専門家によるレビュー等**を行います。

- 生態系に配慮した持続的な漁業推進支援事業
- 国際的資源管理ボトムアップ支援事業

- 国際行動計画に沿った国内行動計画の策定・実施を支援（サメや海亀等の混獲防止等）
- トレーサビリティ関連措置や水産エコラベル認証制度の導入に向けた国内制度整備・実証試験を支援

FAO



途上国

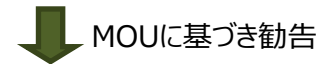
- 国内行動計画の策定・実施
- 水産エコラベル等の導入
- 地域ワークショップの開催 等

- 漁業対象種のCITES附属書掲載評価支援事業

- ウナギやサメ等の主要な漁業対象種が科学的根拠の不明確なまま附属書に掲載されないよう必要な支援を実施

FAO

- 附属書掲載の妥当性の検証
- CITES附属書掲載種の資源状況、貿易の影響等について、専門家によるレビューの実施 等



CITES

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)  
 (2) 水産庁国際課 (03-3591-1086)